

○用語解説

・無歯科医地区

本調査で無歯科医地区とは、歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区。

(注) ア この定義でいう「歯科医療機関」とは、医療法施行令第5条の11第1項第2号の規定による歯科（小児歯科、矯正歯科又は歯科口腔外科）を標榜する病院及び歯科診療所をいう。

(ア) 診療日の多少にかかわらず、定期的の開診していれば無歯科医地区とはならない。

(イ) 歯科診療所はあるが、歯科医師の不在等の理由から、「休診届」がなされている場合は無歯科医地区として取り扱う。

イ この定義でいう「おおむね半径4kmの区域」のとり方は地図上の空間距離を原則とするが、その圏内に存在する集落間が、山、谷、海などより断絶されている場合は分割して差し支えない。

ウ この定義でいう「容易に医療機関を利用することができない」場合とは、夏期における交通事情が次の状況にある場合をいう。

(ア) 地区の住民が歯科医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関がない場合

(イ) 地区の住民が歯科医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1日3往復以下であるか、または4往復以上であるが、これを利用して歯科医療機関まで行くために必要な時間（徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む）が1時間をこえる場合。

(ウ) ただし、上記（ア）または（イ）に該当する場合であっても、タクシー、自家用車（船）の普及状況により、受療することが容易であると認められる場合は除く。

(たとえば、道路事情（舗装状況、幅員等）、地理的条件（都市の郊外的存在）、歯科医療機関がないことについて、住民の不便、不安感がないというような事情を考慮して判断すること。)

・無歯科医地区に準じる地区

無歯科医地区には該当しないが、無歯科医地区に準じた歯科医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区をいう。

(注) この定義でいう、「各都道府県知事が判断し」とは、無歯科医地区の定義には該当しないが、無歯科医地区として取り扱うべき特殊事情として次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、無歯科医地区に準じる地区として適当と認められる地区であるか判断する。

ア 半径4kmの地区内の人口が50人未満で、かつ、山、谷、海などで断絶されていて、容易に歯科医療機関を利用することができないため、歯科巡回診療が必要である。

イ 半径4kmの地区内に歯科医療機関はあるが診療日数が少ないか(概ね3日以下)又は診療時間が短い(概ね4時間以下)ため、歯科巡回診療等が必要である。

ウ 地区の住民が歯科医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があり、かつ、1日4往復以上あり、また、所要時間が1時間未満であるが、運行している時間帯が朝夕に集中していて、住民が歯科医療機関を利用することに不便なため、歯科巡回診療等が必要である。

オ 豪雪地帯等において冬期間は定期交通機関が運行されない、又は極端に運行数が少なくなり、住民が不安感を持つため、歯科巡回診療等が必要である。

- ・高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

- ・自動車(船)保有世帯

自動車(離島内に所在する無医地区等であって島内に医療機関がない場合には自動車を替えて船とする)の保有世帯

(注)1 ここにいう自動車とは、道路運送車両法にいう普通自動車、三輪及び四輪の小型自動車及び軽自動車(二輪を除く)とする。

(注)2 ここにいう船とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する小型船舶操縦士以上の資格がなければ操縦することができない船舶をいう。

- ・ねたきり者数

身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障のあるいわゆるねたきり者の数及びその者の居る世帯数。

- ・巡回診療

巡回診療であつて投薬処理等を含んだ診療を行うものをいう。

- ・患者輸送

曜日、日時を定める等定期的に行っているものをいい、臨時的(救急輸送等)に行つたものは除く。

- ・健康診断

循環器検診、がん集団検診、成人病健康診断、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査等をいう。

- 健康教育
講演、パンフレット配布等不特定数に対して行う健康に関する啓蒙、普及等の活動をいう。

- 健康相談
健康の失調、機能障害又は慢性疾患等を有する者又はその家族等に対し、健康保持、疾病の予防、療養方法、リハビリテーション等に関する相談、指導を行うことをいう。

- へき地医療拠点病院
へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知）に基づくへき地医療拠点病院。

- へき地保健指導所
へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知）に基づくへき地保健指導所。